

第36回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和6年6月26日(水)午後2時03分～午後2時55分

2 開催場所 有家コレジヨホール 2階大会議室

3 出席委員
(農業委員)

1番 太田香代子	3番 伊崎美代子	4番 木下勝徳	6番 植木健太郎
7番 楠田耕三	8番 平 光正	10番 本多利任	11番 山下勝也
13番 寺田健蔵	14番 水田 勇	15番 中村修治	16番 金子初夫
17番 馬場正国			

(農地利用最適化推進委員)

19番 吉岡長久	20番 田中芳邦	21番 野原重光	22番 中山秀樹
26番 北岡新市	27番 内田一郎	28番 末吉秀明	30番 中村康弘
31番 石橋浩昭	35番 寺田俊秀	37番 原田久也	40番 柴内成世
43番 宮崎 努	45番 宮崎陽一	46番 相良栄一郎	47番 本田勝彦
48番 飛永敏博			

4 欠席委員
(農業委員)

2番 廣瀬博一	5番 小川一英	9番 中野裕二	12番 山崎伸吾
---------	---------	---------	----------

(農地利用最適化推進委員)

23番 田中八郎	24番 本多正敬	25番 増田孝徳	29番 神崎好史
32番 石橋正浩	33番 山口俊一	34番 松尾和昭	36番 末續公德
38番 岡田裕弥	39番 浅田修弘	41番 三宅東英	42番 本多晋介
44番 山本敏晴			

5 議事録署名委員 17番 馬場正国 3番 伊崎美代子

6 事務局出席者 小淵 忍 山本忠介 円口智仁 塩田一幸

[日 程]

議案第152号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第153号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第154号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第155号 農用地利用集積計画の決定について

そ の 他 ・農地法第18条第6項の規定による通知について

- ・使用貸借を解約した旨の通知について
- ・農地中間管理事業の推進に関する法律第20条の規定による解約について
- ・非農地証明書交付願について

事務局（〇〇） 第36回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、2番廣瀬委員、9番中野委員、12番山崎委員、23番田中委員、24番本多委員、25番増田委員、29番神崎委員、32番石橋委員、36番末續委員、38番岡田委員、39番浅田委員、41番三宅委員、42番本多委員、44番山本委員のほうから欠席の連絡があつております。また、5番の小川委員さんからは若干遅れるということで連絡があつております。まだ出席されていない委員もおられるようですが、出席委員数は14名ということで総会は成立しております。

会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願ひいたします。

議長 改めまして、こんにちは。

本日は、第36回南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、ご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、6月20日に南島原市議会に出席し、農業振興に関する質問に対して、農業委員会会長として初めて答弁をいたしました。市議会では、令和5年3月の定例会から今回まで、毎回一般質問がなされていることは皆様もご承知かと存じます。市議会においても、農業委員会として南島原市の農業振興・発展のために活動を行っていただき、対策を講じていただきたいの思いの表れだと認識するところであります。

まずは、できることからということですが、地域計画の策定に関しまして、委員の皆様におかれましては、地域の話合いの場に必ず出席し、各地区の将来像についてもご意見を述べていただき、よりよい計画にしていだきたいと思ひます。

また、前回、農業委員会の新たな取組の提案をしましたが、本日も総会終了後に検討会を開催しますので、最後まで参加のほどよろしくお願ひいたします。

事務局長から、農業委員18名中、出席委員は現在14名との報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に17番馬場委員、3番伊崎委員を指名し、ただいまから議案の審議に入らせていただきます。

それでは、**議案第152号 農地法第3条の規定による許可申請について** を議題とし、番号1から順に説明を事務局お願ひします。

事務局（〇〇） どうも皆さん、お忙しい中お疲れさまでございます。

私のほうから、議案第152号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。ページは、2ページと3ページになります。座って説明いたします。

今月は、売買が3件、6,940平米と賃貸借権が4件、1万4,103平米となっております。

それでは、2ページのほうを読み上げていきたいと思ひます。

（議案第152号 番号1～7を朗読）

なお、ナンバー1からナンバー4につきましては、先月の総会で申請書の作付計画について要

確認となっておりました案件となっております。確認をいたしましたところ、申請書の記述内容に間違いがあり、取下げ書の提出をされております。今回、内容を精査し、再度申請されております。

こちらにつきましては、営農計画書がありまして、次の3ページになります。

前回委員さんのほうから指摘がありました、地主さんのほうからは果樹があったんじゃないかということだったんですけれども、実際にそこも確認をされて、作付の中にザボンという項目が入っております。こちらも地主さんと協議して確認をされているということでございます。

以上、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第4号の農作業に常時従事すると認められない者及び第6号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、全ての許可基準を満たしているものと思われまます。以上でございます。

議 長 農地法3条につきましても現地調査をして審議しなさいということになっておりますので、1番から4番、先月の取り下げられた案件で再度新たな申請があったんですが、深江の案件ですけれども、深江の委員さん、何かご意見等ありませんか。

(「異常なしです」との声)

議 長 適正化推進委員の方はいかがですか。

(「異常なしです」との声)

議 長 よろしいでしょうか。はい。

5番、6番は布津の案件ですが、布津の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議 長 7番に関しては、土地の表示が有家町になっておりますが、いかがでしょうか。

有家の委員さんはおりませんか。適正委員の方はいかがですか。土地の人で、原尾になっておりますけれども、その地区の方はご存じじゃありませんでしょうか。

(「異常ないと思います」との声)

議 長 よろしいですか。はい。

皆さんから何かご意見等ありませんか。

(「なし」との声)

議 長 意見がないようですので、申請どおり許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認め、よって申請どおり許可することに決定いたします。

次に、**議案第153号 農地法第4条の規定による許可申請について** を議題とします。番号1より、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、議案第153号 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

4ページをお願いします。

番号1、深江町の〇〇さん、深江町〇〇番〇、地目が畑、地積が278平米となっております。転用の目的は住宅用地です。理由といたしましては、平成9年1月24付で転用許可を受け、自宅を建設されております。不動産等の登記情報を確認したところ、建物の一部が許可を受けていない農地を含んでいたため追認許可を受けたいということでございます。農振内農用地外、隣接地の〇〇番〇、こちらは宅地ですけれども、220.11平米と一体利用で、全体で498.1

1 平米となっております。なお、令和 6 年 6 月 6 日付で簡易手続相当の追認許可相当ということで県からいただいております。

本案件につきましては、申請者の亡くなられた夫が平成 9 年に農地法第 4 条の転用許可を受けて自宅を新築されましたが、その際に境界を越えておりました。今回、申請者が不動産等の登記情報を確認したところ、境界を越えていたことが判明したことによる違反転用案件として、去る令和 6 年 6 月 4 日付で県に違反転用連絡票を提出し、同月 6 日付で追認許可相当の判断をいただいたということになっております。

本案件の農地区分につきましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模が 10ha 未満に該当いたしますので、第 2 種農地と思われれます。一般個人住宅、木造平屋建て、建築面積は 96.04 平米と物置、木造平屋建ての建築面積 7.919 平米です。申請面積は 278 平米ですけれども、一体利用する宅地が 220.11 平米を合わせますと、先ほど言いましたけれども、498.11 平米となります。雨水は、基本自然流下です。建物部分につきましては、溜枡、水路を経由して、道路側溝へ放流しています。汚水につきましてはくみ取りとなっております。雑排水につきましては、溜枡、水路を経由して先ほどと同じ道路側溝へ放流されております。資金につきましては、既に完成をしておりますので発生いたしません。以上でございます。

議長 この案件の現地調査結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。6 月 24 日午後 4 時 10 分頃から、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局 3 名で現地を見てまいりました。この日は雨がぱらぱらだったんですけれども、行った先、行った先、蚊もいっぱいおって、現地のほうに行ったら、みんなが刺されてひどい目に遭いました。

場所は、〇〇から約 200m ぐらいのところにあります。平成 9 年に今の住宅を建てられたそうですが、初期の転用申請が不十分だったために今回の申請となりました。最近までおばあさんが住んでおられたそうですけれども、もう施設に行かれて、今現在は空き家になっております。また、息子さんも他県に出ておられて多分帰ってくる可能性がないために、この家を処分するということだろうと思います。それで今回の申請になりました。

あと、雨水、日照に関しては、もう建てられてから長年になりますので、問題ないだろうと見てまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見はありますか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今、〇〇委員の言われたとおり、特に問題ないと思います。以上です。

議長 県のほうから追認許可相当としての了解を得ての審議ですが、皆さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当として認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号 2 について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (〇〇) それでは、5 ページをお願いいたします。

番号 2、西有家町の〇〇さん、西有家町〇〇番〇、地目田、地積が 429 平米となっております

す。転用の目的は住宅用地となっております。申請地を個人住宅として利用したいということでございます。

こちらにつきましては、本案件の農地区分はおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当いたしますので、第1種農地と思われませんが、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、例外規定に該当すると思われます。一般個人住宅、木造平屋建て、建築面積は108平米となっております。最高0.3mの盛土、最高0.3mの切土をして整地し、土留め工事を行い、土砂の流出を防ぎます。雨水は新設の溜枡を経由し、道路側溝へ放流予定となっております。汚水・雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流予定となっております。資金につきましては、借入金により賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。6月24日午後1時30分より、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局3名と見てまいりました。場所は、県道〇〇線ですね。〇〇小学校の少し下の昔〇〇さんだったところを右に入って右折していきましたら、ちょうど正面にグループホーム〇〇というのがあります。そこの西側の西隣ですね。写真を見てもらったら分かりますように、この右手側の道路を上に乗って民家がありまして、この切れているところ、右側がグループホームです。自分の土地でありまして、残る残地がありますけれども、残地も自分の土地でありまして、隣接する水田にはかなり離れていまして、日照の問題もないと見てまいりました。

雨水も、雨水と合併浄化槽の水なんですけれども、そこに溜枡の蓋があります。そこは用水路ではあるんですけれども、そこに流すということで、隣のグループホームの家の排水もその溝に入っております。その下のほうにも家は何軒もあるんですけれども、その浄化槽の水も全て入っておりますので、〇〇委員から、これはどうなんだろうかというふうに意見はあったんですけれども、その流末は西有家の里坊の方面に流れていまして、物すごい水利権の数が、とんでもない数の水利権の人がいらっしゃいます。そこに承諾を得るのは多分不可能だと思いますので、現時点でもう既に合併浄化槽の水の相当の量はその水路に入っていると思われまますので、何ら問題ないかと思って見てまいりました。皆さんのご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇委員からの意見はございませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇です。先ほどの〇〇委員が言われたとおり、生活雑排水の水がその用水路に流れるものですから、どうなんだろうと一応相談をしようと思ったんですけれども、その辺一帯の家がみんなその用水路に流しているということで、もう仕方ないなということで見てまいりました。ほかは別に問題ありませんでした。

議長 この辺の用水路のほとんどは用水兼用の排水路と一緒になっておりますから、その仕分はなかなかなかなか難しいかと思えますけれども。

ほかの皆さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がないようですので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって許可相当として県へ進達いたします。

次に、議案第154号 農地法第5条の規定による許可申請について 番号1より説明をお願いします。

事務局（〇〇） それでは、議案第154号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

6ページをお願いいたします。

番号1、深江町の〇〇さんから深江町の〇〇さんへ、深江町〇〇番〇、地目が畑、地積が220平米となっております。転用の目的は、農業用倉庫用地となっております。道路拡幅に伴い、既存の農業用倉庫が買収、立ち退きになったため、申請地を譲り受けて農業用倉庫を新築したいということでございます。権利の内容につきましては売買で、時期は許可日、期間は永久年となっております。

本案件の農地区分は、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模が10ha未満に該当いたしますので、第2種農地と思われま。農業用倉庫、木造平屋建て、建築面積は72平米となっております。現状のまま整地し、雨水は、敷地を既存の側溝へ若干傾斜させるような形で整地されます。建物部分につきましては、溜枡を経由し、道路側溝へ放流となっております。汚水・雑排水については発生いたしません。資金につきましては、県道拡幅工事による買収、立ち退きによる物件移転補償金により賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。よろしいですか。

〇〇番〇〇委員 ちょっと待ってください。

議長 はい、準備をお願いします。

〇〇番〇〇委員 もう直ぐできます。すみません。

議長 じゃ、よろしくをお願いします。

〇〇番〇〇委員 すみません、〇〇番〇〇です。6月24日の午後3時半頃から、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局の6名で現地を見てまいりました。場所は、深江町の〇〇団地の近くの農免道路沿いになります。

本申請は、今まで建っていた倉庫が道路の拡張のために立ち退き、それがなくなって、隣の申請地に建て替えるということでした。現場は、2面は宅地でありますし、もう一面は道路でありますので日照に関しては問題ないと思います。また、雨水はその道路側溝へ流すということで、それも問題ないと見てまいりました。以上です。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今、〇〇委員の言われたとおり、排水もすぐ隣に側溝があり、隣の家からも5mですかね、離れているということで別に問題はないと思われま。以上です。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認め、よって許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） それでは、7ページをお願いいたします。

番号2、南有馬町の〇〇さんから深江町の〇〇さんへ、深江町〇〇番〇、地目畑、現況宅地です。地積が120平米となっております。転用の目的は住宅用地です。譲渡人が平成10年10月20日付で転用許可を受け、自宅を建築いたしました。その後、譲受人が建物を購入いたしました。

ということです。不動産等の登記情報を確認したところ、建物の一部が許可を受けていない農地に及んでいたため、追認許可を受けたいということでございます。権利の内容につきましては売買で、時期につきましては許可日、期間は永年です。隣接地の〇〇番〇、こちらが転用許可を受けてした宅地になります。こちらが291.22平米となっております、こちらと一体利用になります。全体で411.22平米となっております。こちらにつきましても、令和6年6月10日付で簡易手続相当の追認許可相当ということで県からいただいております。

本案件につきましては、先ほども説明しておりますけれども、譲渡人が平成10年に農地法第5条の転用許可を受けて、平成15年に自宅を新築されました。その際、境界を越えておりました。その後、諸事情により第三者であった譲受人へ自宅を売却し、以降、譲受人が自宅として利用しています。今回、土地の所有権移転登記をしようとしたところ、自宅の一部が境界を越えていたことが判明したことにより、違反転用案件として令和6年6月6日付で県へ違反転用連絡票を提出し、同月10日付で追認許可相当の判断をいただいたという次第でございます。

本案件の農地区分につきましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模が10ha未満に該当いたしますので、第2種農地と思われれます。一般個人住宅、木造平屋建て、建築面積は117.65平米となっております。申請面積は120平米ですが、一体利用する宅地は291.22平米、合わせると411.22平米となっております。雨水につきましては、基本自然流下ですが、建物部分は溜枡を経由し、道路側溝へ放流しています。汚水・雑排水につきましては、合併浄化槽を経由し、道路側溝へ放流しています。なお、資金につきましては、建物自体は既に完成しておりますが、土地の購入費として借入金により賄われま。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。6月24日午後3時50分頃から、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局3名の計6名で現地を見てまいりました。場所は、深江町の国道251号沿いに〇〇という〇〇がありますけれども、そこを島原方面へ約100mぐらい行って、そこから右折して150mぐらい海側に下ったところにあります。

先ほどの事務局からの説明のとおり、転用した面積と実際の面積が違っていたために今回の申請となりました。また、雨水、日照に関しては、建てられてから20年以上たちますので、その点は問題ないと思われれます。以上です。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員の言われたとおりですが、譲受人は許可が取れていると思って住んでいらっしやったので、こういう感じになったと思うので、追認許可を出されたんでしようと思うので、よろしいんじゃないかなと思います。

議長 今もお話があったとおり、令和6年6月10日に県のほうから簡易手続相当の追認許可を得られておりますので、この申請となっております。

ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「ありません」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって許可相当と県へ進達いたします。

次に、番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） それでは、8ページをお願いいたします。

番号3、京都府の〇〇さんから布津町の〇〇さんへ、布津町〇〇番〇、地目畑、地積が135平米となっております。転用の目的は、物干場及び庭園用地です。申請地を譲り受けて、物干場及び庭園用地として利用したいということでございます。権利の内容につきましては売買で、時期は許可日、期間は永年となっております。農振内農用地外で、隣接の〇〇番の宅地427.78平米と一体利用という形になります。全体で562.78平米となっております。

本案件の農地区分につきましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模が10ha未満に該当いたしますので、第2種農地と思われれます。物干場及び庭園用地、面積は135平米となっております。申請面積は135平米で、一体利用する宅地427.78平米を合わせると562.78平米となります。

一般個人住宅の転用基準である500平米を超過しているため、面積超過の理由書の提出がっております。こちらにつきましては、市道があつて、その市道からすぐのところ宅地があつて、そして、その奥に今回の申請地があると。もしそこを500平米未満のままですると、残地がおよそ62平米ちょっと超えるぐらいになるんですけども、こちらにつきましては車も行かない農地になった袋小路みたいなどころになりますので、利用の用途がなかなか難しいということで理由書を提出していただいております。

現状のまま整地をします。既存の土留めの工事がしてありますので、そのまま利用いたします。物干場につきましては、防草シートをします。庭園用地につきましては、ナンテンやジンチョウゲなどの植栽をする予定となっております。雨水につきましては、自然流下です。汚水・雑排水は発生いたしません。資金につきましては、自己資金で賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。6月24日午後3時10分頃より、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局3名と見てまいりました。場所は、国道251号から〇〇の、〇〇工業さんから〇〇のほうに鋭角に入りまして、右手の高台に〇〇団地というのがあります。〇〇団地を100mほど上った場所になります。

写真見てのとおり、住宅に隣接する畑でありますけれども、物干場と、その植木を植えると書いてあるんですけども、ちょっと低木ですよ。あまり高さが高くない植木なので、この手前には落花生が植えてありますけれども、何ら問題ないかと見てまいりました。雨水もそのまま現状のように自然流下です。大丈夫だと判断してまいりました。仮に、大雨のときにはどうなるのかというたら、現状でも屋敷のほうにちょっと1段低くなっておりまして、今の状態でもう既に大雨のときはこの庭のほうに流れてきているような状態でありました。何ら問題ないと見てまいりました。皆さんのご審議のほどお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。先ほど〇〇さんが言われましたとおり、何の問題もないかと思われれます。審議をよろしくお願いします。

議長 一般住宅は500平米となっておりますが、それから62.78平米オーバーしておりますが、その件に関しての理由は先ほど事務局から述べられましたけれども、その結果で皆さん、ご意見ありませんか。

（「なし」との声）

議長 よろしいでしょうか。ご意見がありませんので、許可相当として認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、許可相当として県へ進達します。

次に、番号4について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、9ページをお願いいたします。

番号4、島原市の〇〇さんから西有家町の〇〇さんへ、有家町〇〇番〇の一部と〇〇番になります。先ほどの〇〇番〇の一部につきましては、地目が宅地ですけれども、現況が畑となっております。こちらが955.44平米のうちの219平米が農地として上がっております。〇〇番につきましては、畑で419平米となっております。合わせて638平米となります。転用の目的は、貸し駐車場用地ということになっております。申請地を譲り受けて、貸し駐車場用地として利用したいということがございます。権利の内容につきましては売買、時期は許可あり次第、期間は永久となっております。

この案件の農地区分は、おおむね300m以内に市役所(〇〇庁舎)がありますので、第3種農地になると思われます。貸し駐車場用地638平米となっております。10台分を確保いたします。現状のまま整地し、碎石舗装して土砂の流出を防ぎます。雨水につきましては、敷地内にある既存の側溝を經由して水路へ放流いたします。汚水・雑排水につきましては発生いたしません。

なお、進入口につきましては、9ページの地図のほう、右側の図面のほうを見ていただきたいと思えます。その図面の左側に「道路」というふうに書いてあります。〇〇-〇の横ですけれども、これが、縦道が県道の〇〇線になります。こちらから進入して行って〇〇-〇、既存の貸し駐車場がありますけれども、そちらを通して進入していくという形になります。なお、こちらの駐車場につきましても、転用者、譲受人と同じ名義となっております。資金につきましては、自己資金により賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。6月24日午後2時頃より、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局3名と見てまいりました。場所は、先ほど事務局が説明したように、県道〇〇線ですかね、縦に一直列ですね。〇〇の真後ろです。有家の〇〇の目の前になります。この写真では、その転用するところの右隣は農地になっていますけれども、そこも何か月か前の総会において宅地転用されて、今もそこに大きな〇〇の自宅が今建設されていきました。何ら問題ないと見てまいりました。

雨水も、碎石舗装でありますけれども、この既存の側溝というふうに図面にありますけれども、そこから東側に流れて、大きな用水路がありますので何ら問題ないと見てまいりました。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 今さっきの既存の側溝というのは、これですかね。その既存の側溝の写真ももう一回お願いします。

〇〇番〇〇委員 そうですね、そこです。その横です。

議長 ああ、真ん中に。

〇〇番〇〇委員 はい。蓋がはまっているところですね。

議長 はい、分かりました。

現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見、今日は欠

席ですね。同行されておりました〇〇番〇〇委員からのご意見を申し上げます。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。さっき説明があったとおり、ここは住宅地の中の一画で、その畑も狭くて、長くて、農地に使うにはちょっと不便かなと思いますので、今回転用しても致し方ないかなと思って見てまいりました。以上です。

議 長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議 長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認め、よって許可相当として県へ進達いたします。

次に、**議案第155号 農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、議案第155号 農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

10ページをお願いいたします。

今月の利用集積計画ですが、賃貸借権が再設定のみ3件、合計の8,028平米です。使用貸借権は、今月はありませんでした。所有権移転が売買が6件、9,117平米と贈与が2件、2,611平米の計8件の1万1,728平米となっております。中間管理事業(一括方式分)につきましては、新規のみ、賃貸借権が17件の3万4,894平米、使用貸借権が3件、9,450平米の計20件、4万4,344平米です。

それでは、個別の案件について朗読いたします。なお、再設定及び一括方式につきましては朗読を割愛させていただきます。

それでは、次の11ページをお願いいたします。

(議案第155号 所有権 番号4～11を朗読)

以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号、第3号及び第4号の各号の要件を満たしていると思われれます。以上でございます。

議 長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問を伺うところでありますが、11ページの9番、13ページの24番は出席委員が関係する案件でありますので、その分を除いてご意見、ご質問等ありませんか。

(「ありません」との声)

議 長 それでは、番号9について審議したいと思っておりますので、農業委員会に関する法律第31条の規定による除斥の必要がありますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員退席 ————

議 長 それでは、番号9に対してご意見、ご質問等ありませんか。

(「ありません」との声)

議 長 ご意見がありませんので、支障のない旨を回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議がないようですので、支障のない旨を回答いたします。

〇〇番〇〇委員の入場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員入席 ————

議 長 次に、番号24について審議いたします。13ページです。

これも農業委員会に関する法律第31条の規定による除斥の必要がありますので、〇〇番〇〇

委員の退場を求めます。

——— ○○番○○委員退席 ——

議 長 番号24についてご意見、ご質問等ありませんか。

(「ありません」との声)

議 長 ご意見がありませんので、支障がない旨の回答をしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議がないようですので、支障のない旨を回答いたします。

○○番○○委員の入場を求めます。

——— ○○番○○委員入席 ——

議 長 ご意見がありませんので、議案第155号 農用地利用集積計画は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議がないようですので、農用地利用集積計画を承認することに決定いたします。

15ページ、**農地法第18条第6項の規定による通知**でありますので、ご覧ください。

16ページ、**使用貸借を解約した旨の通知**でありますので、これもご覧ください。

17ページ、**農地中間管理事業の推進に関する法律第20条の規定による解約**についてでありますので、これもご覧ください。

次に、18ページ、**非農地証明書交付願**について を議題とします。番号1より、説明をお願いします。

事務局(○○) それでは、非農地証明書交付願について説明いたします。

18ページをお願いいたします。

番号1、有家町の○○さん、有家町○○番○○と○○になります。地目が畑で、現況は山林です。2筆合計が629平米となっております。転用の目的は山林です。平成26年5月15日以降、耕作をされず、山林化しているという状況でございます。こちらにつきましては、農振地域外となっております。以上でございます。

議 長 この案件の現地調査の結果を○○番○○委員からお願いします。

○○番○○委員 ○○番○○です。6月26日午後2時30分頃より、○○委員、○○推進委員、事務局3名と見てまいりました。場所は、県道○○線ですね。広いところが○○展望台であります。○○展望台のすぐ下になりますけれども、この総会資料の図面を見てください。この大きい道路が新しい県道○○線です。この申請地に隣接している道路が旧○○線の道路であります。

現地は、見てのとおり、もうかなりの雑木が生えていまして、傾斜もかなりきつくて、ここが畑だったのかなというような状況でありました。周りの土地も全て、私、30年ぐらい前はよく通っていたので、ブドウ畑とかも広がっていたんですけども、全て山林になっております。なので、これはもう申請者もご主人が亡くなられて、やっぱり畑はできないという状況を聞いてまいりましたので、致し方ないことだと見てまいりました。皆様のご協議をよろしくをお願いします。

議 長 同行されました○○委員からのご意見等ありませんか。

○○番○○委員 ○○番○○です。私、ここに行ったとき、まさかこんなところに畑があったとは信じ

られないような感じでした。周りも本当に大木になっておりますし、ここで農地として使っていくことは多分無理だろうなと思って見てまいりました。以上です。

議 長 皆さんからのご意見、ご質問等ありませんか。

（「ありません」との声）

議 長 ご意見がありませんので、非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議 長 異議なしと認め、よって非農地証明書を交付することに決定いたします。

以上をもちまして、議事を終了いたします。